

意見公募によって提出いただいた意見及び反映結果

施策案の名称	取手市空家等対策計画(案)	
意見募集期間	令和3年1月5日から令和3年2月5日まで	
意見提出者数	6人(うち0人が匿名等)	
提出意見数	7件	
意見項目数	7件	
意見提出の内訳	直接窓口へ持参	1人 2件
	郵送	1人 1件
	ファクス	1人 1件
	電子メール	3人 3件
意見の反映結果	A 案に反映させたもの(反映・修正箇所がわかるものを添付)	0件
	B 意見の趣旨が既に案に盛り込まれているもの	0件
	C 今後の取り組みにおいて参考にするもの	5件
	D 案に反映できないもの	1件
	E その他(感想・賛否のみなど)	1件
匿名等による意見提出者数	0人	

※意見公募は政策等の賛否を問うものではありません。有用な意見を政策等に反映させるため、意見の内容に着目し、これを考慮した市(実施機関)の考え方を掲載しています

※類似の意見に対しては、まとめて市(実施機関)の考え方を掲載したものがある場合は、意見項目数と一致しません

※詳細は別紙のとおり

提出された意見と市の考え方

番号	該当ページ	意見	市（実施機関）の考え方	反映区分
1	8	<p>ホームレスや子供が空き家に侵入し、タバコや火遊び等で火災に至るケースがある。子供達の場合は空き家を火遊び場としている場合があり、空き家の中で火遊びをして火災に至ったケースが実際にある。対策として市内の学校(主に小中学校)に注意喚起の通知や指導を行っていただく。また、アンケートを実施して空き家に入出入りしたことがある、出入りしている人を知っている、空き家の場所を知っている等のアンケートを実施。市が把握していない情報を得られる可能性があり、対策を講じることができる。</p>	<p>現在、把握している空家の台帳整理とともに、アンケート調査につきましては、今後の空家の把握方法の一つとして検討していくこととしご意見として承ります。</p>	C
2		<p>戸頭団地空家対策(案) 私は昭和51年西蒲田から家族で引越して来て45年在住の者です。現在URの賃貸住宅は七街区の棟によっては半分空部屋になっています。戸頭団地内には4つのスーパー、マスタ、ママ、ヤオコー、ヨークベニマルがあり、戸田医院、戸頭クリニック、西巻医院、近くに医師会があり、子育てには幼稚園が二つ保育所、小学校、中学校があり生活するには便利です。戸頭駅反対側のみずき野団地(守谷)に住む知人は、みずき野にはスーパーも銀行もないため戸頭を利用していると言っています。東京に行くにはTXを利用すれば家を出て一時間で秋葉原駅(都心)に着き通勤に便利です。テレビで昭和50年頃に建築した住民公団の団地はリフォームして若者の入居が増えていると放映されていました。そこで、URと打ち合わせして対策を講じれば、入居者が増え住民税も入るし市としても人口増加の一助となると思います。URも人口増加の見込みの無い地域に経費はかけないと思うので、取手市として何らかの援助は考えな</p>	<p>空室は空家に認定されないため今回の計画には反映できませんが、市へのご意見として承ります。</p>	D

		いといけないと思われます。一考をお願いします。		
3	8・9	今後ますます、空家が加速度的に増加することは避けられません。新たに管理不全の空家を増やさないための先手の対策をしっかりとすることが急務です。啓発活動として、居住の変化(転出、転居、死亡等)のタイミングで持ち家の状況など簡単なアンケートに答えていただくと同時に、空家等の適正管理や利活用に関する案内などのリーフレット等をお渡ししたらどうかと思います。ただ漠然とホームページや広報掲載では効果が薄いと考えます。人生の節目のタイミングを逃さないよう、関係部署が共有・連携していくことが重要です。高齢福祉課、市民課窓口、おくやみデスクなど様々な場面を想定し、対策してください。	現在、把握している空家の台帳整理とともに、アンケート調査につきましては、今後の空家の把握方法の一つとして検討し、おくやみデスク等の活用については啓発活動の一つと考え検討することとしご意見として承ります。	C
4	8・9	所有者等による空家等の適切な管理の促進に関する事項の高齢者世帯への啓発のところで意見です。空家等になる理由の一つとして単身高齢者の死亡や施設等への入居等で管理が不在となるケースが考えられるため、高齢者世帯への啓発活動を行うとあります。「啓発」だけではなく、単身高齢者がそこに住むことができなくなった場合、その後を決めているのかアンケート等での把握が必要だと思えます。取手市では、高齢者の見守りのために高齢者台帳を福祉部で作成しています。その時に家を所有している方に聞き取り調査を実施し、相談・支援することが必要だと思えます。そうすることで、空家を減らすことができると思えます。	現在、把握している空家の台帳整理とともに、アンケート調査につきましては、今後の空家の把握方法の一つとして検討し、高齢者台帳の活用についても把握方法の一つと考え検討することとしご意見として承ります。	C
5	9	第3章3の所有者による空家等の適切な管理の促進に関する事項に、所有者不明の空家等を無くす施策を入れる必要があると思えます。移転や死亡の届け出時に、所有者のその後についてのアンケートを実施し、管理不在・所有者不明に陥らないよう連絡先	現在、把握している空家の台帳整理とともに、アンケート調査につきましては、今後の空家の把握方法の一つとして検討していくこととしご意見として承ります。	C

		をしっかりと把握し、変更時には必ず連絡してもらえよう徹底するべきだと考えます。		
6	1 2	本件「取手市空家等対策計画(案)」の策定については、根拠法である「空家等対策の推進に関する特別措置法」の各々の規定及び当該行政活動の実質的性格に照らして、概ね適法と認められますが、ひとつ気になることは、特別措置法第7条の協議会組織の設置が欠漏していることです。さらに、空家等対策の推進に関する特別措置法第7条の規定の解釈については、第1項の「協議会を組織することができる。」と規定されておりますが、解釈上は、「協議会を組織しなさい。」ということです。第二項では、「協議会は市長ほか、地域住民、市議会議員、法務、不動産、建築、福祉、文化等に関する学識経験者その他の市長が必要と認めた者をもって構成する。」と規定されていることから、外部委員で組織することが最も重要視されることが思料されます。	庁内関係各課とも協議の上、協議会の設置は見送らせていただきました。今後、必要性が生じた際は設置について検討していきたいと思います。	C
7	1 4	14 ページの「所有者への対応方針」の内容については、単なる仲介業者の如く提案されておりますが、空家等の所有者(相続人も含む)等に資力がない場合、どのような解決手段があるのか考えたことはありますか。対策計画の独自性と実効性が乏しいと感じますが如何ですか。なお、本計画案は、行政法上の計画であり、なおかつ、拘束的計画である以上、「空家等対策の推進に関する特別措置法」という法律の根拠が絶対的に必要となります。このような立派な計画案の提案ですが、担当する職員が本当に対応可能なのでしょうか。日頃から法令を遵守しない職員が多数存在していると思受けられますが、本当に対策計画案のとおり業務執行ができるのか。法はもともと無意味に作られているのではなく、それが作られなければなら	その他のご意見として承ります。	E

	<p>ない理由、つまり社会生活の上において果たすべき一定の立法目的があつてのことであるから、その法の規定を解釈するに当たって、つねにその立法目的が解釈の一つの拠りどころになることは当然のことである。法文のことばだけの上からは一応の結論が出て、それがその立法目的に照らしていかにも不適當な結果になるような場合には、その立法目的にふさわしいように解釈しなければならない。</p> <p>本来、空家等対策の推進に関する特別措置法第7条第1項の「組織することができる。」という法律上の用語の意味には、「組織しても、組織しなくてもよい」という意味、つまり、裁量的な意味は含まれないのであって、それが裁量かどうかは、立法目的やその規定の趣旨全体から考えられるべきものである。つまり、「組織することができる」ということは、権限を与えた表現なのであり、「組織しなさい」と同等の解釈ができるのである。</p>		
--	---	--	--

※意見公募は政策等の賛否を問うものではありません。有用な意見を政策等に反映させるため、意見の内容に着目し、これを考慮した市（実施機関）の考え方を掲載しています。

(書式6)

匿名等によって提出された意見

番号	意見